

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

- 1 日時  
令和7年4月28日（月曜日）  
午後1時39分開会、午後2時28分散会
- 2 場所  
第2委員会室
- 3 出席委員  
千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、  
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、  
高田一郎委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
佐藤担当書記、畑中担当書記、関併任書記、伊藤併任書記、佐野併任書記
- 6 説明のため出席した者  
佐藤農林水産部長、大森副部長兼農林水産企画室長、照井農政担当技監、  
今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、砂子田林務担当技監、  
森山水産担当技監、村上技術参事兼畜産課総括課長、  
筒井技術参事兼水産振興課総括課長、工藤技術参事兼漁港漁村課総括課長、  
坂田技術特命参事兼農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、  
白井団体指導課総括課長、森団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長、  
照井流通課流通企画・県産米課長、高橋農業振興課総括課長、  
櫻田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、  
稲田農業普及技術課農業革新支援課長、柏原農産園芸課総括課長、  
日影農産園芸課水田農業課長、佐々木畜産課振興・衛生課長、  
高橋林業振興課総括課長、高芝森林整備課総括課長、成松森林整備課整備課長、  
小川森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
議案の審査  
議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）  
第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費  
第11款 災害復旧費

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森副部長兼農林水産企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第1号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、令和7年大船渡市林野火災の発生に伴い、降雨等による人家等への被害のおそれのある箇所に対する治山施設等の設置や、施設の復旧整備等に要する経費について所要の補正を行おうとするものであります。

議案（その1）の7ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額7億1,540万円の増額と、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の補正予算額9,844万円の増額を合わせまして、総額8億1,384万円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきます。

予算に関する説明書の16ページをお開き願います。6款農林水産業費、3項農地費、3目農地防災事業費の説明欄の海岸保全施設管理費は、農地海岸の水門、陸閘の閉鎖機能を確保するための非常用発電設備の点検に要する経費について補正しようとするものであります。

17ページに参りまして、4項林業費、6目治山費の説明欄の一つ目の治山事業費は、降雨等による人家や道路へ被害のおそれがある箇所に対し、治山施設の設置に要する経費について、その下の治山調査費は、治山事業の計画を作成するための地質や地形等の調査に要する経費について、その下の管理費は、治山事業の実施に伴う事務費についてそれぞれ補正しようとするものであります。

18ページに参りまして、5項水産業費、2目水産業振興費の説明欄の水産業被災施設復旧整備事業費補助は、被災した共同利用施設等の復旧整備に要する経費について補助しようとするものであり、国庫分を計上するものであります。

少し飛びまして、23ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、3目治山災害復旧費の説明欄の治山災害復旧事業費は、降雨等による土砂の流出のおそれがある箇所に対し、大型土のうの設置等、応急対策に要する経費について補正しようとするものであります。5目漁港災害復旧費の説明欄の漁港災害復旧事業費は、臨港

道路への倒木や泊地に漂着した流木等の運搬処理に要する経費について補正しようとするものであります。6目水産業被災施設等災害復旧費の説明欄の水産業被災施設復旧整備事業費補助は、被災した共同利用施設等の復旧整備に要する経費について補助しようとするものであり、県単独分を計上するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 今復旧に向けて動き出しているところでありますけれども、これから予想される降雨災害というか、土砂崩落、崩壊などが散見されるのでありますけれども、きょうの本会議でもいろいろ説明がありました。調査をまとめ上げるのも大切でしょうけれども、調査が終わったところからすぐ着手できるような体制が必要かと思うのですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○小川森林保全課総括課長 今後の土砂災害等に備えて、どういう対策をするかという御質問かと思えます。治山事業につきましては、今回の補正予算案では林野火災で林地が荒廃した地域のうち、人家や道路等に近接する箇所について、佐々木茂光委員御指摘のとおり今後の降雨等による土砂流出等の山地災害から保全するため、大型土のうの設置や治山ダムの整備等を緊急的に実施するための経費を盛り込んでいただいております。

この実施箇所につきましては、先日県が林野庁と合同で行いました現地調査の結果などを踏まえまして、大船渡市などと調整しながら候補地の選定作業を現在進めているところであります。今後詳細な調査を進め、事業箇所を選定した上で、地権者への説明や同意取得が完了した箇所から順次着手したいと考えております。

○佐々木茂光委員 大きな事業もそうですけれども、それに付随した小さな事業もその中に含まれているかと思うのですが、あれだけ山が荒れてしまっている状態を長いこと放置しておくのは、先ほど述べたように、今の降雨の状況を見ても加減がわかりません。やはり今お話があったように、数量をまとめるなどということに時間をかけるよりも、調査が終わったところから順次手をかけていくといった方法を頭の中に描いて進めていただきたいと思いますところでありますけれども、その辺の対応についてどうですか。

○小川森林保全課総括課長 ただいま御質問がありましたとおり、調査を進める中で、事業を実施する箇所を今随時選定している作業でございます。地権者の同意取得が完了したところから順次着手することにしておりまして、例えば梅雨前の対策ということでは、今回応急対策ということで、まずは大型土のうを早急に設置することを考えておりまして、先ほどの本会議では、県土整備部からも梅雨前に大型土のうを設置という答弁があったところでございますが、治山事業で実施する大型土のうにつきましても同様に梅雨前の設置を目指して、早急に実施したいと考えているところです。

○佐々木順一委員 局地激甚災害の指定を受けましたけれども、今回の補正予算案にその対象は入っているのかどうか、念のため、まずここから確認させていただきます。

○坂田技術特命参事兼企画課長 今回の大船渡市林野火災では、大船渡市内の林野火災の

見込額が国が定める指定基準を満たしていることから局地激甚災害の指定を受け、森林災害復旧事業に対する補助について特別な措置が適用されたところでございます。

林野災害の復旧に当たっては、大船渡市や地元森林組合、県が連携し、被害状況の調査や森林所有者の意向を踏まえて進めていく必要があることから、1号補正予算においては、これらに対応する事業は計上していないということでもあります。

○佐々木順一委員 局地激甚災害の指定の対象事業は、要は林野関係全般という理解でいいですね。

○坂田技術特命参事兼企画課長 局地激甚災害については、激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律、いわゆる激甚災害法の定める指定基準に該当することが判明した場合に国が指定するものでございます。今回、農業や公共土木施設、水産業においては、農地等の被害がないことや被害額等が要件に届いていないと考えられておりますが、適用されない状況の詳細は不明でございます。

○佐々木順一委員 今の段階では、一言で言えば、いずれ林野全般なのでしょう。

林野火災でありますから林業全般となると思うのですが、具体的にどのようなものが局地激甚災害の対象になるのでしょうか。例えば被害木の搬出や先ほどあった治山事業の関係など個別具体の事業があるのでありますが、考え方としてどういう事業が対象になっているのか、あるいは可能性があるのか、その辺御紹介していただければと思います。

○高芝森林整備課総括課長 森林災害復旧事業は、激甚災害に指定された対象地域の森林を植栽により復旧するものであります。具体的には、被害木等の伐採及び搬出と、その後の再造林のほか、これらの作業を行うために必要な作業路の開設が対象となっております。

○佐々木順一委員 林野再生はある程度長期間を要すると思います。当面被害の状況などを踏まえ、過去の例に倣えば再生協議会をつくって、それから事業着手となろうかと思えます。公有林や個人などいろいろあると思うのですが、焼失林野の所有状況は今のところどうなっているのか。あるいは再生協議会のメンバーはどういったものが考えられるのか。考えられる範囲でいいのですが、林野再生に向けての今後のスケジュールについて御紹介していただければと思います。

○高芝森林整備課総括課長 国が取りまとめた資料によりますと、延焼範囲内の森林は全て民有林でありまして、大船渡市有林が約2割、個人や会社などの所有林が約8割となっております。森林被害の状況については、大船渡市と連携して現在調査を進めているところでありますが、被害面積が極めて大きいということでもありますので、衛星画像等の情報も活用しながら、段階的に被害状況を把握していくこととしております。

林地再生に向けた協議会については、大船渡市において設立の準備を進めておりまして、構成員についても検討中と伺っております。

○佐々木順一委員 県の補正予算で治山事業あるいは治山調査事業が二つ計上されておりますが、本会議、あるいは先ほど佐々木茂光委員の質疑にもあり、ある程度見えてきたところでもありますけれども、この二つの事業はどういった使い方になるのでしょうか。

○小川森林保全課総括課長 治山事業で今回予定しているものは、主に治山ダムの設置と大型土のうの設置となります。

まず、大型土のうにつきましては、応急対策ということで、梅雨前までの設置を目指して緊急的に設置することで考えております。

治山ダムにつきましては、緊急対策ということで、今後候補地を選定した上で、地権者の同意がとれたところから順次着手することで考えております。

○佐々木順一委員 土のうはあくまでも緊急的な措置であります。したがって、土のうで緊急的に応急手当をして、今後ある程度恒久的なダムなどにかわる可能性はあるのかどうか、その辺はどうなのですか。

○小川森林保全課総括課長 御指摘のとおり、大型土のうは応急対策で設置するもので、大型土のうを設置した箇所の中に、今後治山ダムの設置が必要な場所があれば、同じ地域の中でも、そういった場所にも設置を検討することで考えております。

○佐々木順一委員 民家の背後地などは応急措置では済まないと思いますので、恐らくそういうことを念頭に置いた事業展開になるのではないかと考えております。もし間違いであれば、御指摘していただければと思います。

それから、今の状況では被害木、それから植生している全ての植物が全部焼失しているのでありますから、海にストレートに雨水が流れる状況であります。養殖等に何らかの形で影響が出るとは思いますけれども、そういう懸念はあるのかどうか。素人的に考えれば、影響があると思いますので、それに対する対策はどういったことを考えているのかお伺いいたします。

○小川森林保全課総括課長 まず、先ほどの治山事業の設置箇所につきましては、佐々木順一委員からお話がありまして、人家や道路等に近い隣接する箇所、そういった地域を対象地として選定していくことと考えております。

また、養殖や水産業についての影響であります。今回の林野火災によりまして、林地が著しく荒廃した箇所につきましては、森林の保水力が低下し、降雨による土砂等の流出が懸念されるということで、地元等の関係者からは水産業などへの影響を心配する声もあると伺っております。今回の補正予算案で盛り込みました大型土のう、あるいは治山ダムの整備につきましては、先ほど申し上げました人家や道路等の被害が懸念される箇所を実施することとしておりまして、今後さらに詳細な調査を進めまして、大船渡市とも調整しながら事業実施箇所の選定を進める中で、養殖など水産業の影響についても注視してまいりたいと考えております。

○佐々木順一委員 激甚災害の対象事業の実施期間は5年です。5年で林業再生は済まないと思いますので、延長が可能なのかどうか確認させていただきます。

多分過去に例がないと思いますので、もし5年で打ち切られるとなれば、代わり得る事業はあるのかどうか、お伺いいたします。

○高芝森林整備課総括課長 大船渡市と連携して被害状況の調査を現在進めているところ

であります。復旧面積が極めて多くなり、事業実施期間内に終了しないことも想定されるところであります。このため、県では国に対して事業実施期間の延長など、補助要件の緩和について要望したところあります。

また、森林災害復旧事業の実施期間後につきましては、現地の状況を踏まえながら、被災した森林の復旧が円滑に進むよう、国庫補助事業等の活用も検討してまいります。

○佐々木順一委員 5年の延長をもし要望しているのなら、感触はどうでしたか。芳しくないのですか。

○高芝森林整備課総括課長 これまで国への要望を3月17日、3月24日、4月18日と行ってまいりました。令和7年2月19日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が公布、施行された日から森林災害復旧事業の計画期間、概要書提出の延長などを要望してきたところあります。事業計画概要書については順次追加していくようにということについて示されたところあります。

○佐々木順一委員 農林水産部長に聞きます。一応5年となっているのですが、そもそも林野火災に激甚対応するのはどちらかという特別だと思います。確か新潟県などで過去に例があったと聞いておりましたので、5年で打ち切られたのかどうか、その辺わかりますか。

○佐藤農林水産部長 4年、5年以内だったかどうかというところについては、今の時点で私は情報を持ち合わせておりません。

先ほど森林整備課総括課長から答弁したのは、これまでもさまざまな機会を捉えて国に要望してまいりましたが、いまだかつてないような被害面積でございますので、計画の提出や事業の実施期間を柔軟に対応いただけるようにという要望をしてきたところあります。そういった中で、計画書の作成については30日以内などという期限があるのですが、全て30日以内でつくれとは言わない、できたところから概要として順次出していったいいといった回答はいただいたところあります。

4年、5年という部分につきましては、これまでも要望してきておりますが、今のところ国から明確に見解が示された状況ではございません。

○佐々木順一委員 この前市役所へ行ったら、やはり計画書をつくるのに大変苦労しているということで、いろいろ延ばしてもらえればいと事務職員は言っていましたので、農林水産部長の答弁にはその思いが通じるものがあったと思います。

最後に、先般江藤拓農林水産大臣が、定置網の復旧に関して、既存制度を用いた国の補助事業を2分の1から4分の3に引き上げることを表明されました。これは、県の要望あるいは大船渡市の強い要望が実を結んだものと思っておりますが、これは定置網の再調達や倉庫の再建が対象だと思っております。しかしながら、これは制度に定められていない、言わば政府側の裁量権の範囲という理解でいいのか。そして、今後これらの対象になり得るものはどういったものがあるのか、その辺を御紹介していただきたいと思っております。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 定置網の復旧に関しまして、今回国から、国の水産業成長産業化沿岸地域創出事業で、補助率を通常の2分の1から4分の3に引き上げることが表明されてございます。

また、定置網、倉庫の復旧に関しましては、国の浜の活力再生・成長促進交付金で、補助率を2分の1に加えて、県と市がそれぞれかさ上げを行う場合に地方財政措置を講じるという方針が示されまして、同交付金を活用した県事業としまして、水産業被災施設復旧整備事業費補助を今回提案させていただくものでございます。

今回の特例的な支援策につきましては、本県から国に対して被害の実情に応じたきめ細かな支援措置を講じることなどについて要望してきたところを踏まえまして、国から表明されたと承知しているところでございます。

○佐々木順一委員 最後に、被害木の活用をどうするか。あるバイオマス事業関係者から、うちでみんな面倒見てもいいという話もありましたが、それ以外に木材として使えるのかどうかも含めて、どういった活用方法を検討されているのかお伺いいたします。

○高芝森林整備課総括課長 被害木につきましては、被害の程度に応じて木材製品、チップ、木質バイオマス発電など燃料等への利用を検討していくことが必要であると考えております。

県では現在、被害木の有効活用に向けて、関係団体と情報共有し、連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○松本雄士委員 私からも激甚災害指定に基づく森林災害復旧造林事業の計画について、被害木の伐採、搬出は発災年度含めて4カ年であること、跡地造林は5カ年というところに対して、平成以降最大の焼失面積と言われる今回の林野火災において、大船渡市や森林組合は、限られた人的、財政的な資源の中で非常に厳しいということで、やはりそこは現場の実態を踏まえて柔軟な対応をお願いしたいし、やはり4年、5年ありきだと無理な計画にもなるのではないかと非常に不安な声を聞いてまいりました。そこは佐々木順一委員からお話がありましたけれども、ぜひとも国に強く働きかけて、制度の緩和や柔軟な対応について、重ねてお願い申し上げます。

そして、激甚災害指定に関しまして、先ほど林野全般という中で、漁業、農業へは適用がないということでありましたが、漁業、農業などは特に大規模農家はいないのですけれども、一定の農家、漁家はいらっしゃるって、なりわいの再生に向けて取り組んでいこうといった後押しが欲しいという強い声をいただいてまいりました。漁業、農業へのその辺の復旧事業はどのようなものを考えているのか、お伺いいたします。

○高橋農業振興課総括課長 農業の話についてお答えさせていただきます。

今回の林野火災でも、先ほど松本雄士委員が指摘されたとおり、被害が出ておりますが、例えば件数など被害の詳細について現在調査中でございまして、県としてまず地元市の大船渡市、あるいは農業協同組合等と連携しながら、被害状況の早期の把握に努めたいと考えております。

被害を受けた農業者の支援については、その状況に応じて支援、あるいは農業協同組合としっかりと調整、連携をしながら対応を考えていきたいと考えております。今回の林野火災で、例えば消火活動のために海水等で農地に被害を受けたところがありますが、そういったところについても土壌診断を今までも行ったところなどもありまして、そういう点ではまずは短期的な営農というところではそうした支援、そして今後につきましては被害の状況に応じて考えていきたいと考えております。

**○筒井技術参事兼水産振興課総括課長** 漁業関係の被害についてでございますが、現在被害状況調査を引き続き行っているということでございますけれども、4月17日の大船渡市の発表によりますと、水産業関係の個人所有の機器等の被害状況が判明したところでございます。個人を対象とした補助事業の導入に関しては、これまでの経緯を踏まえると難しいところでありまして、国の助言を受けまして、県議会6月定例会への補正予算案提出に向けまして、漁業協同組合の共同利用機器として整備するものに関する支援ということで現在検討しているところでございます。

**○白井団体指導課総括課長** 金融制度について御紹介させていただきます。

被災した農林漁業者ですが、経営再建のための資金として、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金という既にある制度を利用できる状況でございます。ただいま個人の方は補助制度の対象となるのが難しいといった話もございましたけれども、金融制度については活用できる制度がございます。日本政策金融公庫でも特別相談窓口を設けて相談に対応していると伺っておりまして、そういう制度も御紹介してまいりたいと考えております。

**○松本雄士委員** 現在調査、精査中であり、それを踏まえてということかと思っておりますけれども、現場を見てお話を聞きますと、ワカメのボイル施設や塩蔵用のドラムなどの漁具、農業関係ですと倉庫やトラクター、管理機などの焼損を確認してまいりました。

再取得に対するいろいろな支援の前に、それら焼損したものが災害廃棄物となっております。これらの処理については、国や特に市が主体的に進めていく必要があるのかと思うのですが、一般の生活の災害廃棄物であれば公費による処理がありますが、漁業、農業用の災害廃棄物について公費による撤去や処理の支援は検討されているのか、お伺いいたします。

**○坂田技術特命参事兼企画課長** 水産についてですけれども、共同利用施設である定置用の倉庫と保管されていたフォークリフトや定置網の撤去費については、今回提案している補助事業によりまして撤去までを支援することにしております。

それ以外の漁業施設や漁具の撤去につきましては、農林水産系施設、農具、漁具等がございますけれども、環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金の活用を検討しております。事業主体であります大船渡市が、事業要件について適用可能かどうか、最終的な詰めを現在実施しているとお伺いしておりますし、個別の状況を踏まえて環境省と調整しているともお聞きしておりますので、県としては適切な助言等により、この対応を支援していきたい

いと考えております。

○**松本雄士委員** そういった焼損での災害廃棄物は軽トラック等を含めてかなりあるのを見てまいりましたので、ぜひとも市と連携して環境省の事業の活用に向けて進んでいていただきたいと思います。

そして、漁具、農機具の再取得のところで、先ほど漁業では個人に対する支援は難しいというお話がありました。先ほども少し話が出ていますけれども、今回の補正予算案で、中小企業者向けには中小企業被災資産復旧緊急対策費補助という被災した資産の再取得に向けて経費の補助があります。ぜひそういったものとの平仄も考えて、農業、漁業、農家、漁家向けにも、そういった支援を検討していただきたいと思うのですが、その辺の考えについて伺います。

○**坂田技術特命参事兼企画課長** 商工観光事業者向けには、事業者の被害状況を踏まえて東日本大震災津波の補助の流れを受けて、中小事業者向けの施設等の復旧事業が検討されているとお聞きしています。

農業関係の被害につきましては、大船渡市や関係団体と連携し、個別に聞き取り調査を行うなど、現在被害の把握に努めている状況でございます。

商業向けには、東日本大震災津波のときにグループ補助金の制度などがございまして、そこが現在そういう部分で継承しているとお伺いしておりますけれども、農業の個人所有の倉庫等の被害につきましては、基本的にそれぞれの事業者が加入している火災共済等が基本になると考えております。被害の状況を踏まえつつ、被災した農家の声をしっかり伺いながら、どのような支援ができるか検討していきたいと考えています。

○**松本雄士委員** しっかり検討していただきたいと思いますし、令和6年能登半島地震は本激で大きいのですけれども、そういった再取得の支援の例があります。ぜひとも国に強く働きかけて、その辺の支援のほど、何とぞよろしく願いいたします。

そして、先ほど資金対応の話があつて、農業、漁業は農林漁業セーフティネット資金の制度があつて、その活用をということでしたが、現場に行くとそういうものの周知がしっかりされていない、よくわかっていないという感じで、そういった制度資金をお願いするような話がありましたので、漁業、農業の資金対応の周知徹底についてもお願い申し上げます。私からは以上です。

○**高田一郎委員** 治山災害復旧事業費についてお聞きいたします。

これは、土砂の流出のおそれがある箇所に対して応急的に要する経費に対応するという説明だったと思います。どの程度かと質問しようとしたのですけれども、今時点では、これから調査を踏まえて対応していくということなので、それは理解しました。

広範囲にわたって被害を受けましたので、専門家の間でも、土の撥水性が高まって土砂災害のリスクが非常に高まっているとも指摘されています。急いで緊急対策を行う必要があるのですけれども、今後の台風などに備えて、危険な状況があったら関係者に知らせるという定点観測あるいは情報提供をしっかりとやる必要があるのではないかと思うのですけれ

ども、その点はどのような対応をされているのでしょうか。

○**小川森林保全課総括課長** 今後の土砂災害の危険なところについて定点観測という御質問かと思います。先ほど答弁申し上げたとおり、今般の事業では、応急的な対策としてまずは土のうを設置し、その後必要な箇所に治山ダムを緊急的に整備することで考えておりますが、事業を実施する中で、その実施箇所周辺、あるいはそれ以外の地域について、梅雨時も参りますので、土砂等の流出状況などをしっかり確認し、地元あるいは砂防災課とも情報共有しながら状況把握して、対策が必要であれば、今後そういったものも検討していくことで考えております。

○**高田一郎委員** これから森林再生計画をつくって、森林の再生に本格的に取り組むことになると思うのですが、これまで所有者負担なく再生を進めていくという話を聞いており、それが最善の道だと私も思います。

ただ、激甚災害に対する支援策について、広葉樹、人工林含めて全てが対象になるのかお聞きしたいと思います。大船渡市議会での当局の説明を聞いたのですが、人工林しか対象にならないという話をいただきました。人工林は全体の被害面積の約5割、半分程度と聞いております。そういうことであれば、残る5割に近い天然林は対象にならないのか、個人負担になってしまうのかということをお聞きしたいと思います。

釜石市の山林火災の場合には、天然林、人工林含めて地元負担、所有者調査なしで対応されたのですが、このときの経過も含めて、もしわかれば示していただきたいと思っております。

○**高芝森林整備課総括課長** 森林災害復旧事業の対象となっておりますのは、高田一郎委員御指摘のとおり人工林でございます。人工林につきましては森林災害復旧事業の対象となっております、それ以外の広葉樹につきましては、植栽による回復ではなく下種更新なども期待される場所もありますが、それ以外の復旧については所有者の状況に応じて国庫補助事業の適用なども考えられると思っております。

○**高田一郎委員** 個人負担はあるのですか。

○**高芝森林整備課総括課長** その場合の個人負担につきましては、通常の森林整備でありまして、所有者の負担が約3割ということでございます。

○**砂子田林務担当技監** 高田一郎委員からお話がありましたとおり、広葉樹の天然林の部分につきましては、今答弁申し上げましたとおり基本的には森林災害復旧事業の対象にはなりません。それ以外に国庫補助事業の活用にあつては、現地調査をした上で、切って植えたほうがいいのか、そのままの天然下種更新がいいのかも検討しつつ、仮に切る必要があつて、そこをまた補助事業でやらなければいけないとなった場合の個人負担につきましては、大船渡市とも連携しつつ、協議を重ねた上で、どういった対応ができるか今後検討してまいりたいと考えております。

○**高田一郎委員** 例えば3割負担となった場合にどれだけ再生できるかという、非常に疑問なところ。私が先ほど聞いたのは、釜石市の場合どのような対応をされたのか

ということです。釜石市でも恐らく国の補助事業、再生事業などを活用して、人工林、天然林も含めて所有者負担なしで対応したのではないかと思うのですけれども、あのときの対応はどうだったのか、もしわかればお願いしたいと思います。

○砂子田林務担当技監 釜石市の林野火災の場合は、今回とは事業主体が異なっており、釜石市が事業主体となった上で国庫補助事業を使い、その裏負担につきましては釜石市で負担した経緯がございます。その中で所有者への負担を求めなかったという形がございますので、人工林であっても天然林であっても市が事業主体となってやり、裏負担が生じなかった形になっております。

○高田一郎委員 釜石市の林野火災の場合は、釜石市がかなり負担して再生を進めてきたということなのですけれども、今回の大船渡市林野火災は被災面積が3,300ヘクタールですから、大船渡市が所有者負担のために対応するとすると、かなりの負担になって大変なことになると思うのですけれども、所有者負担にならないような形で検討してほしいと思っております。

今度は漁業の関係をお聞きしたいと思うのですけれども、先ほども質問があったように定置網漁の再開状況です。これは私も綾里漁業協同組合に行ったときに組合長からお話を受けて、定置網を確保する、オーダーするだけで半年や1年もかかってしまうということです。定置網漁を再開しないと後継者も確保できないというか、一刻も早く再開したいという話をされました。恐らく2分の1から4分の3補助になると思うのですけれども、いずれ4分の1負担といっても、漁業協同組合にとっては大変大きな負担になると思います。いずれ新しい網を確保するまで、中古でもいいから確保して再開したいのだといった話もされました。今の再開状況はどのような状況になっているのか、もしわかればお示しいただきたいと思っております。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 定置網の再開状況でございますけれども、結論から申しますと、具体的な再開時期に関しては漁業協同組合からは聞いていないのが現状でございます。

一方で、高田一郎委員御指摘のとおり、国の事業を活用して新しい網をこれから発注してつくるとなりますと、やはり相当期間がかかりますので、それまでの間、高田一郎委員からもございましたとおり、中古の網で一旦早期に操業を再開しまして、新しい網ができるまでをつなぐということについても検討していると被災漁業協同組合から伺っております。

○高田一郎委員 ワカメの養殖が終われば今度は定置網漁に入るということで、もう間もなく船を出さなければいけない時期になっていますので、聞いているというだけではなくて、定置網を確保しないと後継者も育たないのだといった本当に切実な声を聞いてきましたので、漁業協同組合任せにしないで、県も一緒になってしっかりと対応して検討していただきたいと思っております。

先ほど養殖関係の塩蔵施設や倉庫などが被災して、恐らく東日本大震災津波でも被災し

て、二重の被害に遭った人もいると思うのですけれども、今回は二重被害ということを踏まえて、東日本大震災津波を超えるような支援をしないと、なかなか元気が出ないというか、再開もできないと私は思うのです。そういう点で国も検討しているということですが、この検討の中身はどうなっていますか。個人に対する支援は、国はなかなか言わないです。まとまった形でやれば支援もできるのだらうと思うのですけれども、県の提案も含めて、やはり個人に対しても支援ができるような形で対応していただきたいと思うのですけれども、国の検討状況は具体的にどのようになっているのか、県としての提案も含めて示していく必要があるのではないかと思います。その辺いかがですか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 今回の被害への対応としまして、まず国の考え方につきましては、やはり個人の資産をそのまま復旧するのに直接支援をするのはなかなか難しいとしておりまして、県につきましては先ほども答弁しましたとおり、例えばワカメのボイル加工に要する機器類などは、被災したものは個人の所有物であったとしても、今後漁業協同組合として整備して、それを共同利用機器としてそれぞれが使うといった形であれば支援可能と考えてございますので、そうしたスキーム、方法よっての支援について、県議会6月定例会での補正予算要求に向けて検討しているところでございます。

また、それ以外のより少額なものに関しましては、大船渡市と被災状況を相互に共有しながら、どういった支援ができるのかといったあたりを今相互に検討しているところでございます。

○坂田技術特命参事兼企画課長 個人の漁業者への支援でございますが、共同利用したほうがいいなどいろいろなお話もありますが、農林水産部長が4月18日に国に参りまして、水産庁長官に対して、二重被害だとしっかりお話した上で、個々の所有する機械購入についても、何とか支援の対象にならないかといった強い要望をしてきたところでございます。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。